

令和6年度第1回 白井市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

- 1 開催日時 令和6年5月23日（木）午後3時から午後3時35分
- 2 開催場所 白井市役所本庁舎2階 災害対策室2・3
- 3 出席者 松本千代子会長、根本孝一副会長、北田岳彦委員、菊地秀樹委員、
稲田忍委員、岡野成幸委員、中世恵子委員、雨宮朋美委員
- 4 欠席者 瀬嵐康之委員、小川真理子委員 ※2名より事前連絡有
- 5 事務局 笠井喜久雄市長、池内健康子ども部長、萩原保険年金課長、
富澤保険税係長、新山保険年金係長
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題等 報告1 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正
予算（第1号）について
報告2 専決処分について
- 8 議事 以下のとおり

事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回白井市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

（新委員委嘱状交付式 新委員 根本孝一委員）

※新委員 小川真理子委員は所用により欠席

事務局 続きまして、令和4年8月25日にいただいた諮問「白井市国民健康保険税の見直し」について審議を重ねてまいりましたが、令和6年2月15日に開催しました当運営協議会で審議結果を示すことに決定いたしましたので、会長から市長へ答申書の提出をさせていただきます。

会長、白井市国民健康保険税の見直しについて答申書を市長にお渡しします。

会長 令和4年8月25日付け、白保第271号で当協議会に諮問のありました「白井市国民健康保険税の見直し」について答申します。

要約して申し上げます。

当協議会では白井市国民健康保険の運営状況から見た課題を踏まえ現在の税率等との比較。世帯への負担の影響、今後の財政状況の推定等を分析するなど、見直しの必要性について慎重に審議を行いました。

国民健康保険は、無職者、低所得者や年齢構成が高い世帯が多く加入していることから、見直しに際しては、負担緩和策を講じ、適正な時期を見極めたうえで十分な周知期間を設け、見直しを実施することが必要であります。

課税方式や負担軽減策など国民健康保険加入者の負担を考慮し、見直しの時期を財政調整基金の状況を踏まえ決定すること、また見直し後は、原則３年毎に定期的に見直す必要があるものとして答申します。
笠井市長、よろしくお願いします。

市長 松本会長をはじめ、委員の皆様、答申書をいただきました。
ここにあるように、付帯意見を尊重しながら、これから安定的な国民健康保険の運営に努めていきたいと思います。
これまで皆様、いろいろと審議したと思うのですが、少子高齢化により人口減少社会と進みますので、状況を踏まえながら継続的に国民健康保険の運営ができるように努めてまいります。
ありがとうございました。

事務局 それでは、これより会議を始めさせていただきます。

(松本会長あいさつ)

(笠井市長あいさつ) ※所用により、あいさつ後退席

(事務局人事異動による新課長あいさつ)

事務局 議題に移らせていただきます。
はじめに会議の定則数を報告いたします。
委員定数１０名のうち、本日の出席委員は８名です。
委員の半数以上でありますので、白井市国民健康保険条例施行規則第６条第２項の規定により会議が成立することを申し上げます。
また、会議は同規則第６条第１項の規定により会長が議長を務めることとなっております。
それでは松本会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入らせていただきますが、その議事に入る前に副会長を務められました武藤委員の退任に伴い、副会長の互選を行いたい

と思います。

白井市国民健康保険条例第3条第1項の規定によりまして、副会長は公益を代表する委員になっておりますので互選したいと思います。副会長につきまして、公益代表の根本委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは根本委員、よろしくお願いします。

議 長 議事を進めたいと思います。
円滑な議事進行について皆様のご協力をよろしくお願いします。
傍聴の方はいらっしゃいますか。

(傍聴者1名の入場あり)

議 長 1名ですね。
それでは議事進行に入らせていただきます。
報告1 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
(第1号)について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告1「令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について」資料等により説明。)

議 長 事務局から説明がありました。何かご質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 質問等がないようですので、報告1 令和6年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の第1号について終了させていただきます。

次に報告2 専決処分について事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告2「専決処分について」資料等により説明。)

事務局 事前に委員から質問をいただいておりますので、併せてご説明をさ

せていただきます。

まず、質問いただきました内容でございますが、保険税限度額の引き上げと減額対象拡大に伴う影響、対象世帯数、金額について把握している内容について、見込みがあれば教えてくださいというものでございます。

まず、こちらについてお答えさせていただきます。

影響額についてですけれども、保険税につきましては、令和6年度の課税額から変更になりますが、令和6年度の課税については、現在準備を進めている状況でございますので、令和6年3月末の課税状況に置き換えてお答えをさせていただきます。

この後期高齢者支援金の限度額についてでございますが、令和6年3月末現在で、限度額を超えている世帯が101世帯ありました。

改正後の金額に変更しますと92世帯になりますので、影響のある世帯としましては、差し引き9世帯になります。

限度超過額について申し上げますと、改正前が5,287万4,380円、改正後になりますと5,094万4,792円の計算になりまして、影響額としましては、192万9,588円、約190万円になります。保険者としては増収になるという計算見込みでございます。

限度額引上げに係る影響は、9世帯と約192万円が増えるというものでございます。

次に軽減について申し上げます。

まず、5割軽減の対象者は改正前が1,010世帯、改正後が1,033世帯になりますので、23世帯は影響がありまして、改正前の数字でいきますと3,751万5,687円。これが改正後では、3,835万9,838円になりますので、影響額としましては、84万4,151円、約84万円の軽減が増えるという形になります。

5割軽減として84万円が増えるということです。

次に2割軽減の対象でございますが、こちらは改正前の対象世帯が1,072世帯、改正後が1,082世帯、世帯としては10世帯の影響がありまして、金額としては改正前が、1,622万7,600円。改正後は、1,641万610円となりますので、2割軽減としては約18万3,010円、約18万円軽減の対象が増えるというものです。

影響額として、こちらで確認できるのは、3月末現在でございますが、世帯と金額については以上になります。

もう1点、質問をいただいておりますので、続けてご説明させていただきます。

3年連続の後期高齢者支援金分の課税限度額の引上げとなりますが、背景や現況等について、わかれば教えてくださいという内容のものでございます。

こちらについて申し上げます。

いわゆる団塊の世代が75歳に到達した関係でございまして、75歳未満の制度が負担する後期高齢者支援金も増加傾向にございます。

その後期高齢者支援金の限度額を超過する世帯の割合が上昇していることを踏まえて、後期高齢者支援金の限度額を引き上げることになりました。

まず、団塊世代といわれる方が、1947年から1949年生まれの方でございまして、後期高齢者に移行する世代になっておりまして、社会保障費の増が大きく見込まれている関係がございまして、厚生労働省では、その超過世帯について、負担感が重い中間所得層に配慮するため、限度額超過世帯割合が1.5%近くになるように、段階的に引き上げる運用上のルールがありますので、今回2万円引き上げられたというものです。

また、軽減につきましては、物価上昇の影響で応益分の国保税均等割の軽減範囲が縮小しないように、5割及び2割軽減の判定所得が引き上げられたというものでございまして、見直しの軽減範囲については、政府が消費者物価などを総合的に勘案して決められているものです。

以上でございます。

議 長 他に質問はありますか。

(質問なし)

議 長 質問がなければ報告2 専決処分は終了させていただきます。
それでは、以上をもちまして、本日の事務局から提案されました議題につきましては、議事を全て終了しましたので事務局に返します。

事務局 松本会長、委員の皆様、大変お疲れさまでした。
ここで事務局より1点お伝えさせていただきたい事項がございます。

事務局 それでは、保険税係から報告がございます。
まず、今回お配りしました千葉県第2期国民健康保険運営方針になりますけれども、こちらの方針が令和6年4月1日から令和12年

3月31日の6年間を対象としたもので、3月末に市の方に来たものでございますので、参考までにお配りをさせていただきました。

今後、この方針に基づきまして、保険料水準の統一の考え方が定められ、これを基準に県と市町村と協議をしながら進められていくものとなりますので、まずは参考資料として配布させていただきました。

もう1点ございます。

もう1点は令和6年7月の保険証一斉更新についてです。

こちらの資料としましては、「マイナ保険証をご利用ください」というリーフレットで、厚生労働省が作ったものになりますけれども、マイナ保険証の利用促進を図るものとなっております。

今回保険証の一斉更新としましては、最後のものとなりまして、保険証の有効期限は、令和6年の8月1日から令和7年の7月31日まで1年間の保険証が発行されます。

その中には、75歳を迎える方などは保険証の有効期限が誕生日までになりますので、必ずしも7月31日までということではございませんが、そういった方を除いては1年間の保険証が発行されるということになります。また、国からマイナ保険証への切り替わりにあたり、7月の一斉更新の際、「資格情報のお知らせ」というものを入れる必要があるということで通知が来ております。

これについては、保険証を発送する際の台紙に住所、氏名とあって、紙の保険証が貼り付いていて、それをはがして使っていただくのですが、その台紙に、この保険証として使っていただく内容がマイナ保険証と紐付けられている内容ですということ。あとマイナンバーの12桁全部ではないのですが、最後の4桁を掲載しまして、ご自身のマイナ保険証と紐付けられる情報の確認をしてくださいという内容のものを載せるかたちになっております。

現在、保険証更新の際の台紙に記載するものについては、ベンダーと調整中でございますので、今日は皆様にお示しはできないのですが、7月中に世帯主宛てに送付させていただくものとなります。

それに合わせて、こちらのリーフレットを同封してマイナ保険証の利用を促すということになります。

今後は、未納のある方に発行する短期保険証や資格証明書については廃止になりますので、詳細が決まりましたら、ご報告と検討事項があれば運営協議会にお諮りさせていただくということになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

また、マイナ保険証の登録率を申し上げます。
今年1月現在でございますけれども、白井市の登録率は約59%
になりました。
マイナ保険証の利用率は約4.4%でございます。
1月現在の状況ということで、報告させていただきます

事務局 それでは、最後に連絡事項を申し上げます。
 次回の会議につきましては、8月の開催を予定しております。
 時間は午後3時からの開催となります。
 開催日時の詳細につきましては、後日改めて調整をさせていただ
 いた上で、議題等の詳細につきましては、事前に通知をさせていただきます。
 これで、本日の会議を終了させていただきます。
 ご協力ありがとうございました。

【使用した資料】

- 報告1 令和6年度 白井市国民健康保険 特別会計 事業勘定
 補正予算（第1号）について
- 報告2 専決処分について
- 答申書 白井市国民健康保険税の見直しについて